

令和4年7月 川棚町議会臨時会会議録

令和4年7月29日 金曜日（午前10時開会）

出席議員（13人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

欠席議員（1人）

5番	堀池	浩
----	----	---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	川 内 和 哉
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第32号 令和4年度川棚町一般会計補正予算（第2回）
- 第4 議案第33号 工事請負契約の締結（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）
- 第5 議案第34号 財産の取得（川棚町議会議場音響システム機器等購入の件）
- 第6 議案第35号 令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）

(1 0 : 0 0)

議 _____ **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。堀池議員からは欠席の届出を受けております。定足数に達しておりますので、令和4年7月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、山口隆議員及び小田成実議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 _____ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

日程第3 議案第32号

議 _____ **長** 次に、日程第3、議案第32号「令和4年度川棚町一般会計補

正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 皆様、おはようございます。本日ここに、令和4年川棚町議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案第32号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,298万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億9,146万4,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を追加するものであり、これまでの配分額のうち、6月定例会での計上を見送った事業等について、ご審議をお願いするものであります。

その主なものは、マイナンバーの新規取得を促進するための戸籍住民基本台帳費の追加、今後の行政手続き等の電子化を促進し、マイナンバーの利用意識の醸成を図るためのマイナンバーカード利用促進事業費の追加、落ち込んだ消費を拡大し、非接触キャッシュレス決済の推進を図るためのキャッシュレス推進事業費の追加、コロナ禍において子どもたちの遊び場を確保するための都市公園改修事業費の追加などを計上したものであります。

なお、補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8、9ページをお開きください。

2款総務費であります。1項9目地域づくり事業費について説明いたします。地域おこし協力隊事業費につきましては、当初予算において採用形態を雇用型として関係経費を計上しておりましたが、採用の過程で、委託型となったことに伴い、12節委託料を210万円増額し、1節報酬を157万1,000円、3節職員手当等を25万7,000円、4節共済費を28万

9, 000円それぞれ減額するほか、執行見込みに応じて各節を増減するものです。

2項2目賦課徴収費につきましては、法人町民税の確定申告及び個人町県民税の更正申告等に伴い、当初見込みを上回る歳出還付が生じたため、22節償還金、利子及び割引料を増額するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカードの新規取得を促進するために、町独自の支援策として、マイナンバーカードの新規取得者に対して、2,000円の商品券を交付する経費を計上しております。取扱期間は9月中旬から11月30日までを予定しております。なお、本事業の財源は、国のマイナンバーカード交付事務費補助金を活用するものです。

2目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、今後の各種行政手続きのオンライン化を見据え、町民の方にオンライン申請の意識醸成を図るため、既にマイナンバーカードを取得されている方を対象に、カードの本人認証を行っていただいた方に対して2,000円の商品券を交付する経費を計上しております。具体的な交付の条件としましては、既にマイナンバーカードをお持ちの方に川棚町役場にお越しいただき、ICカード読取装置を通じて暗証番号を入力いただくことを考えております。なお、本事業の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。12、13ページをお開きください。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費につきましては、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る事務量の増加に伴い、会計年度任用職員を任用する経費を計上しております。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、燃料油の高騰に対する支援策として、農業経営体が令和4年度に使用したA重油の使用料1リットル当たり10円を交付するための経費を計上しております。なお、財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

3項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましても、同じく燃料油の高騰に対する支援策として、漁業経営体が令和4年度に使用したA重油の使用料1リットル当たり20円を交付するための経費を計上しております。

す。財源についても同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。14、15ページをお開きください。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、本町の落ち込んだ消費を喚起し、非接触型決済による新しい生活様式の浸透を図るため、スマホ型決済サービスを活用したポイントキャッシュバックキャンペーンを実施するための経費を計上するものです。キャンペーンの時期につきましては、6月議会において承認いただきましたプレミアム付商品券に関する事業が11月末までの取扱期間となりますので、本キャンペーンは12月から1月の2か月間を予定しております。なお、財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。16、17ページをお開きください。

8款土木費であります。5項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、子どもたちの遊び場の確保や遊び場の分散化により、3密を回避した子どもたちの健やかな育成を図るため、都市公園の複合遊具を整備する経費を計上しております。なお、本事業も財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。18、19ページをお開きください。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより542万6,000円を減額するものであります。歳出は以上であります。続きまして、歳入をご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

14款国庫支出金であります。2項5目総務費国庫補助金について、説明いたします。7ページ説明欄記載の番号2個人番号カード関連事務補助金及び番号4新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出事業の増額に併せ増額するものであります。歳入は以上であります。20ページ以降につきましては、給与費の明細を付けておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。以上で、令和4年度一般会計補正予算（第2回）の説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 9ページが一番下のマイナンバーカード利用促進事業費についてですけども、1点目は、現在既にマイナンバーカードを取得している人

が何人おられるかということが1点と、それから、この事業によって何人の方にこの商品券を差し上げるのは何人を予定しているのかという点が第2点。

それから、この内訳を見ますと、委託料が1,025万円と次のページに書かれてますが、その支払いの部分は委託料という形で出るようになってるようなんですが、その委託料で出す仕組みというものをお聞きします。以上3点。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。お答えいたします。今、マイナンバーカードの交付についてですが、ずっと増えてきてはおるんですが、7月の最初の段階で5,508人に交付をしております。しかし、その後ずっと取りにいられてますので、それと、もう既に申請が終わっている方でまだ交付されていない方、申請に対してその後は交付まで1か月程度かかりますので、そういった方も合わせると、6,000人をちょっと超えるくらいにもなっております。そういったことで、その方のうちの8割を見込んで5,000人に対するの交付事業と考えております。

11ページの委託費についてですけれども、これにつきましては、2,000円の商品券を新たにいろいろな仕組みをつくるとなると、いろいろなお金とか、期間もかかりますので、今回、町民に対してのプレミアム商品券事業が実施されますけれども、その仕組みをそのまま利用して、あれは1冊当たり5,000円で買って1万円という事業ですけれども、この分は500円の4枚つづりを同じものを発行して、同じ仕組みで商工会の方に委託して、換金作業等を実施するように考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 はい。この制度をつくったときに一番問題は、町民がどのようにして知るかとね、結局、その周知方法によって、この目標の80パーセントとしているのに届くか、届かないかというのが変わってくると思うんですよね。それでこの周知はどのようにして行うのか。単に広報かわたなで教えますよとか、それからネットで配信しますよとか、なかなかいろんな方が両方とも見れないということになると。だからその周知をどうするのかというのを尋ねたい。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。今、言われました周知方法についてですが、ご指摘のとおり広報とホームページで実施することを考えております。それに加えて、今、各地区公民館を回ったりするときに防災無線での放送もしておりますので、そういったことも検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福田 9ページの賦課徴収費の中の100万円増額になっております。これは償還金かと思いますが、発生した件数と、その発生した理由をお聞きしたいと思います。

議 **長** 税務課長。

税 務 課 長 まず、この22節の償還金、利子及び割引料ですけれども、これは細節として町税過誤納還付金の補正ということで100万円ですね、今回上げさせてもらっております。それで、まず内訳としまして、現予算が200万ございまして、そのうち、法人町民税が13件の80万円ほど、それから個人町民税が38件の120万ほどということで、もう予算は既に使い切った状態でございます、あとがですね、まだ支出をしていない分がございまして、9月補正まで待たずに速やかに還付処理を行いたく、今回の補正予算に計上させてもらっている次第でございます。原因としては、法人町民税につきましては、これは例年ですね、これは発生をしてきてるんですけども、特に今回が個人町民税38件の120万ほどありまして、特に、株を取り引きされている方、その分はですね、株式譲渡所得割及び配当割をですね、特別徴収、いわゆる天引きされている方が確定申告をされる、これに対する還付というのが38件のうち、26件ほどありまして、その分が特に多かったということが原因でございます。以上です。

議 **長** ほかに。堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。13ページの農林水産業の中の農業経営持続化支援金ですね、これは物価高騰のあれで燃料が高騰しているということで、令和4年度の3月までしか、おっしゃりませんでしたけど、このときは、ハウスのビニールあたりも値上げしているわけですね。それから、飼料用のラッピング資材、そういったものとか、あるいは畑のマルチ、それから、言うごと飼

料ですね、飼料もやっぱり値上げをして、肥育牛の方は大変悲鳴を上げていらっしゃると思います。そういったものに対しては、一切考えをしなかったのかですね。それから、またそのほかに、この前の全協の中でも話出ましたけど、建設業界もやっぱり重機とか、それから、トラック類の燃費で大分困っていらっしゃいます。そういった方への補助っていうのは、その値上げ分だけでいいんだろうと思いますけど、考えはしなかったのか、お尋ねをいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 お答えします。今回、燃油代として農業経営体に10円を支援させていただくということで考えております。今、県央の農業協同組合様からも8月4日に要望をいただく予定としておりまして、その中で高騰する肥料代の支援ということで、国が70パーセントを支援するような仕組みを国の方でも検討されているようです。そちらにつきましては、残りの自己負担分30パーセントにつきましては、こういった形で行政が支援していくのかというところは、要望を受けながら、今後、支援のあり方というのを検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。小田議員。

7 番 小 田 はい。7番小田です。今の問題にちょっと関連なんですけども、漁業関係、農業関係で、この補助の対象になられる方、なられる世帯、どのくらいあるのかというのを1点と、もう1つですね、都市公園の遊具関係なんですけども、全協でいただいた資料を見ますと、遊具の使用を分散させることによる密の回避を図るというふうな説明資料の内容なんですけども、かえってちょっと面白い立派な遊具が設置をされると、逆に、一時的にそこに、ものすごく遊びに来る子どもが多くて、密になるのではないだろうかというふうに予想をするんですけども、その点のコロナ拡大防止対策とかなんとかは考えていられるのか尋ねます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。農業経営体、漁業経営体への支援の対象事業者数についてお答えいたします。まず、農業につきましては、こちら燃料を多く使うハウスとしまして、例えば小串トマトでありますとかの生産事業者でありますとか、花き、ハウスみかん、いちごの生産事業者等々で20経営体を積算

としては考えております。漁業経営体に関しましては、町内で漁業を営まれる漁業の共同経営体ということで、こちらも20経営体を予算の積算としては考えております。以上です。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。今、小田議員のほうからありました、都市公園遊具の設置の件ですが、城山公園のほうにこのような遊具を設置する考えを持っております。城山公園の方の遊具につきましては、木製遊具が今設置されておりますが、老朽化により今年度撤去するということにもなっております。そのため、撤去して遊具がなくなると、他所の公園に子どもたちが集まるんじゃないかという一つ懸念をしております。それをまず回避したいという部分。それと、確かにこのような遊具がつくと、子どもたちが一時的に集まるおそれはあるとは思いますが、ただ、今こういうコロナ禍の中で、子どもたちがどうしても家の中に閉じこもってしまうという部分もありまして、やはり密になるというおそれはちょっとありますが、それ以上に子どもたちの遊び場をつくってやりたいという思いの中で、このような計画をしているところでございます。以上であります。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番波戸 はい。都市公園の複合遊具についてお尋ねします。この遊具の対象年齢は、どれくらいを対象として考えていらっしゃるのかお尋ねします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。今、考えておりますこちらの遊具の対象年齢につきましては、6歳から12歳までとなっております。以上です。

議 _____ **長** 波戸議員。

1 3 番波戸 6歳からということなのですが、やはり公園に集まる子どもたちは、結構小さい子どもたちも集まっていますので、できればもう少し対象年齢を低い方から使えるような遊具を考えることができないかお尋ねいたします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 今回の対象については、今、説明しましたように6歳から12歳となっております。確かに年齢がもうちょっと低い子どもたちにつつま

しては、対象からちょっと外れるという部分がありますが、そういう子どもたちにつきましては、大体保護者がいらっしゃると考えております。保護者の中で、見守りの中では、十分使える遊具になっていると思います。それと、できれば今後の検討の中で、この最少3歳から6歳くらいの対象になると思いますが、もう少し小ぶりの遊具になると思います。設置については、検討していきたいという考えは持っております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 26)

日程第4 議案第33号

議 長 次に、日程第4、議案第33号「工事請負契約の締結（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第33号「工事請負契約の締結（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」について、提案理由をご説明いたします。

川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事に係る指名競争入札を7月22日に執行した結果、川棚町百津郷866番地、有限会社川津工務店 代表取締役 川津昭洋が8,866万円で落札決定いたしましたので、7月26日に仮契約を締結をいたしたところであります。

そこで、この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要等については、総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは、工事の内容についてご説明いたします。議案の2枚目をお開きください。

まず、工期であります。契約の日から令和5年3月24日までとしております。この工期は、屋根外壁等外回り工事その他、全ての完了の工期でありまして、議場内の議会運営に支障を及ぼす工事につきましては、9月定例会以後に着手をする予定です。そして、今回の契約において、条件を示しております。令和5年3月定例会の前に試験運用を開始するということで書いております。したがって、3月定例会は新たな音響設備で開催するということで、工期を計画をしております。工事場所は記載のとおりです。

建物の概要です。既存の建物ですが、昭和59年10月に竣工した建物です。鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積が全体で1,513.3平米でございます。

工事の概要。建築改修工事であります。

直接仮設工事。外部足場、安全手すり。外部足場は面積、そして安全手すりは長さを示しております。

防水改修。塗膜防水（東・南側屋根）、塗膜防水（北側屋根）、塗膜防水（階段）。それぞれ施工の予定面積を記載をしております。

外壁改修。タイル浮き・ひび割れ改修、これは予定枚数を示しております。防水形複層塗材、これは施工面積を示しております。

内装改修。壁・天井クロス張り、天井吸音板張り、これは施工面積をそれぞれ示しております。

電気設備改修工事。電灯設備。LED照明器具、これを101個取り替えるものであります。

動力設備の動力分電盤。これは3面取替えを計画しております。

構内交換設備。スピーカー及びアッテネーター、それぞれお示しの個数を更新する計画であります。2ページ目をお開きください。

火災報知設備。光電式煙感知器及びスポット型感知器、それぞれ記載の個数を更新をするものであります。

空調機改修工事。空気調和設備。空冷ヒートポンプエアコン、これを既存を撤去いたしまして、3組設置をするものであります。

換気設備。送風機・換気扇（各種）計6台を既存を撤去し、取り付けるものであります。

右下にページ番号を書いております。3ページ以降が折りたたんでおります図面になります。3ページに改修範囲を斜線で示した平面図をお付けしております。3ページの右側が屋根劣化平面図であります。

そして4ページでありますけれども、これは外壁の劣化図を付けております。南側立面図は新庁舎建設の折に、対応済みでありますので、ばつとしております。それぞれ立面図のとおり計画をしております。5ページをご覧ください。

5ページの左側が電気電灯設備の箇所等を示した図面であります。右側が機械空調設備の箇所等を示した図面であります。6ページをご覧ください。

6ページ右側が議場空調設備の詳細図であります。ダクト、吹出口等、そして空調設備の機械の設置状況等を示しております。右側がその一部の断面図であります。

そして、一番最後のページであります。入札結果一覧表、入札の結果をお示しをしております。以上で、私の説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。小谷議員。

2 番 小 谷 議場の空調の件ですけれども、空調設備のメーカー自体は、国内産の分を使われるのかどうか。現在使われているのが、修理とかなんとか結構大変だったということで聞いておりますので、その点をよろしくお願いたします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。この工事につきまして、総務課の方から建設課の方に業務の方委託を受けておりますので、私の方から説明をさせていただきます。空調関係につきましては、確かに今付いておりますこの空調ですが、外国のものだと聞いておりますが、今回、新たに付けるものについては、国内産で選定をかけていこうと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号「工事請負契約の締結（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「工事請負契約の締結（川棚町旧別館屋根外壁及び空調設備改修工事）」は、原案のとおり可決されました。

(10:35)

日程第5 議案第34号

議 長 次に、日程第5、議案第34号「財産の取得（川棚町議会議場音響システム機器等購入の件）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第34号「財産の取得（川棚町議会議場音響システム機器等購入の件）」について、提案理由をご説明いたします。

昭和59年の旧別館の完成時から使用している議会議場の音響システムにつきましては、老朽化により不具合が生じていることから、この音響システム機器等の更新を図るため、公募型プロポーザル方式により公募を行い、プロポーザルに参加された3業者について審査を行った結果、評価点が最も高かった福岡市博多区博多駅東2-6-23、株式会社ジェイ・フィット 代表取締役 津田健司を受託者として決定し、提案されました契約金額1,004万3,000円で、7月22日に仮契約を締結をいたしましたところであります。

そこで、この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは説明いたします。議案を1枚めくっていただいて、参考資料1をご覧ください。

事業名は記載のとおりです。納入期限が令和5年3月24日です。これは全ての機器更新についての完了の期限でありまして、令和5年3月定例会前に試行運用を必ずするようにと、そういう条件を付けておりますので、令和

5年3月定例会におきましては、新たな音響システムで議会を開催する、そういう計画であります。納入場所はこの議場であります。

4番、備品購入の概要であります。議員・執行部席におきまして、マイク・マイクユニット（有線）を設置いたします。有線としておりますのは、ワイヤレスマイク等による電波障害、そういうリスクを回避いたしまして、安定的な管理運営ができる有線方式としております。議長席ほか、合計38台のマイク・マイクユニットを設置するものであります。

書記席の装置であります。21.5型マルチタッチ液晶モニター1台、これはタッチ方式で音響システムの操作を行うものであります。そして議場システムPC、これはパソコンであります。そして無停電電源装置1台、デジタルオーディオレコーダー1台です。

壁側におきましては、32型4K対応液晶ディスプレイ、これは残時間等の表示を行うものであります。これを1台設置いたします。ラインアレイスピーカー、場内用に4台設置いたします。そしてシーリングスピーカー（傍聴席用）は2台設置いたします。

小会議室におきましては、アンプ等の装置を格納したキャビネットラックを1台設置いたします。2枚目、参考資料2をご覧ください。

ここに、各マイク等の設置の配置図を示した資料であります。

まず、左側の枠囲みでマイクユニット38台としております。図面上におきましては、青の丸にMという表示で記載をしております。それぞれの席に図化しておるとおり配置をする予定であります。なお、今回、議会からご要望が上がっている正副議長席であります。これをご要望を受けまして、真ん中の席に配置を行うと、そういう計画であります。失礼しました。正副委員長席ですね。これを真ん中に置くと、そういう配置の変更を今回併せて行う予定であります。したがって、一番最後部の席も変更が生じるというものであります。

そして、左の枠囲みのSPとしております。ラインアレイスピーカー、これは場内用に4台。これはオレンジ色でSPと示した箇所に設置を予定しております。

そして、その下のSP、シーリングスピーカーであります。これは傍聴席に2か所設置をするものであります。

そして、右側の枠囲みのキャビネットラック、RKとしておりますが、これは小会議室にアンプ等、中に組み込みまして設置をいたします。

そして枠囲みのPC、21.5型マルチタッチ液晶モニター、これは書記の席に配置をいたします。

その下のデジタルオーディオレコーダー、これも書記席に配置をいたします。

その下の無停電電源装置、これも書記席のところに設置をいたします。

そして、32型液晶ディスプレイ（残時間表示）としておりますが、これをほぼ現在の表示板、あの箇所に設置をする予定でしております。

次に資料3をご覧ください。今回、公募型プロポーザルの方式によりまして選定を行ったスケジュール、そして参加いただいた3業者、審査の実施等を付けた資料であります。これにつきましては、読上げは省略とさせていただきます。

それと、すいません、先ほど外壁の改修工事の際の工期にですね、誤って音響等のことを申し上げました。正しくは、外壁の工期は音響のことをちょっと一部申し上げましたが、それはこっちの中身をちょっと申し上げたということで、外壁については内部に支障のある工事は、3月定例会前に、2月中に終わるということであるので、ちょっとその辺、発言を訂正させていただきます。以上です。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。聞き落としたようなので、もう1回お聞きします。この音響システムが令和5年3月議会に間に合うようにという感じの説明であったように思うんですけども、この参考資料1によると、納入期限が令和5年3月24日となっているんで、間に合わないのではないかというふうに思うんですけど、ちょっとそこら辺の説明をもう1回お願いしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えをいたします。今回、物品納入契約書の仮契約を締結をしております。その中で、納入期限のただし書としまして、納入期限は令和5年3月24日でありますけれども、ただし、令和5年川棚町議会3月定例会の前に本システムの運用テスト、試行運用を必ず行うものという

ことでしております。したがいまして、3月定例会の前にリハーサルをまず行います。そして、今回の契約の中に入れておりますのが、本会議において専門技術者の受託者の技術者は立合いをお願いをします。そこで、もし万が一不具合等ありましたら、それを手直しして、その手直しも含めた期限が3月24日であります。ですから、3月定例会は新しい音響システムで運用が可能ということで考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「財産の取得（川棚町議会議場音響システム機器等購入の件）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「財産の取得（川棚町議会議場音響システム機器等購入の件）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 46)

日程第6 議案第35号

議 長 次に、日程第6、議案第35号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第35号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出で、収入において400万7,000円を増額し、収入予算の総額を3億5,225万円に、また支出において725万4,000円を増額し、支出予算の総額を3億6,263万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。それでは説明をいたします。議案を3枚めくっていただきまして、2ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書により説明をいたします。収益的収入および支出です。まず支出につきまして、1款1項3目配水及び給水費の工事請負費につきましては、下水道の惣津地区汚水枝線開削工事の範囲拡大に伴い、水道管移設工事の工事範囲の拡大を行うものであります。

収入につきましては、1款1項4目その他の営業収益の工事負担金につきまして、支出で説明をいたしました工事範囲の拡大に伴い、工事負担金の増額を行うものであります。

1款2項2目雑収益につきましては、庁舎移転に伴う備品等の保管場所として、山道浄水場旧管理棟を貸与し、賃貸料金としての収入を予定しておりましたが、令和4年度につきましては、賃貸契約を締結をしておりませんので、減額をするものでございます。

4、5ページには貸借対照表、6、7ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。福田議員。

1 番 福 田 今回の補正は、下水道事業の区域拡大に伴う水道管移設との説明でしたが、その工事負担金ですね、負担金よりも工事請負費のほうが大きく、支出の方が大きくなっているんですが、それでよかったのかちょっとお聞きします。

議 _____ 長 水道課長。

水 道 課 長 工事費よりも工事負担金が少ないということですよ。この工事負担金の支出算定は、水道事業会計と下水道事業会計の中で、割合について協議をして決めるという形になっておりますので、その算定に基づいて算出をした額になっております。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「令和4年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されまし

た。

(1 0 : 5 2)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(1 0 : 5 2)

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和4年7月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 0 : 5 2)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 山口隆

会議録署名議員 小田成実